農薬適正使用理解度チェック（回答・解説）

１．庭木や花は食用ではないので、農薬以外の殺虫剤や農薬の登録内容を守らなくてもよい。

　　（回答）×

　　　　非食用の作物であっても登録のある農薬をラベル通りに使用する必要があります。

２．登録内容はあくまでも参考であり、守らなくても法的に問題はない。

　　（回答）×

　　　　農薬は登録された通りの使い方をする必要があります。

３．天然物は安全なので農薬登録がないものや、特定農薬に該当しないものでも使用できる。

　　（回答）×

　　　　農薬として登録のないものや、特定農薬以外を農作物の病害虫防除目的で使用することはできません。また、天然物であっても安全とは限りません。

４．農薬は安全性が確認されているので、残留基準値を超えていても問題はない。

　　（回答）×

　　　　　農薬は登録する際に多くの安全性試験を実施しておりますが、残留基準値を超過した場合は、人畜に対して影響がある場合がありますので、必ず登録通りに使用してください。

５．農薬のラベルに記載している事項は遵守する必要がある。

　　（回答）○

　　　　ラベルには登録内容が記載されておりますので、必ず守りましょう。また、注意事項欄にも、薬害や人畜・環境への影響など、重要な事項が記載されておりますので、しっかりと確認しましょう。

６．記帳は面倒なのでやっていない。

　　（回答）×

　　　　農薬を散布した場合は必ず記帳しましょう。散布履歴の記帳は適正使用の第一歩です。

７．農薬散布をする際には周辺の住民に対して事前に周知する必要がある。

　　（回答）○

　　　　必ず周知してください。突然の散布はトラブルの原因となります。また、化学物質過敏症の方などは極微量の農薬でも体調へ影響する場合があります。

８．庭木の防除では、病害虫の発生の有無に関わらず、定期的な防除を実施している。

　　（回答）×

　　　　庭木等の防除では、可能な限り病害虫の発生を確認してから防除するようにしましょう。

９．3m/秒以上の風が吹いていたが、周辺への周知もしているので、予定通り農薬を散布した。

　　（回答）×

　　　　　水に希釈して散布する農薬は、目に見えている以上に飛散します。風の強い日には散布をしないようにしましょう。

１０．ほ場の周辺が住宅のため、飛散しにくい粒剤を用いて防除をしている。

　　（回答）○

　　　　粒剤は比較的飛散しにくい剤型です。飛散のリスクがある場合は粒剤を使用することも有効な対策です。

１１．民家も少ない場所なので、国土交通省へ申請せずにドローンによる農薬散布を実施した。

　　（回答）×

　　　　農薬散布は航空法で禁止事項と定められている「物件投下の禁止」に該当しますので、国土交通省への承認申請が必要です。

１２．ドローンでの農薬散布を国土交通大臣から承認を貰っているので、大阪府への届出は不要。

　　（回答）×

　　　　国土交通省への申請とは別に大阪府農政室への計画書の提出をお願いします。

１３．農薬散布中であったが、近くに通行人がいたので、散布を一時中断した。

　　（回答）○

　　　　通行禁止にしていても、人が侵入する可能性もあります。近くに第三者の姿が見えたなど、少しでもリスクを感じたら速やかに散布を中断しましょう。

１４．ドローンの操縦には自信があるので、風が強かったが構わず散布した。

　　（回答）×

　　　　ドローンの機体は安定していても、散布した薬液は霧状になり、風に乗って飛散します。無風の日を選んで散布しましょう。

１５．農薬使用者が守るべき事項を理解し、周辺住民ともコミュニケーションをとりながら行っている。

　　（回答）○

　　　　農薬の不適正な使用は自身だけでなく、周囲の人や産地全体を巻き込むこともあります。トラブルを防ぐためにも、必ず遵守すべき事項について理解を深め、周辺の人々とコミュニケーションをとりましょう。